

事 務 連 絡
平成 2 0 年 6 月 1 3 日

都道府県・政令指定都市地球温暖化対策担当課 御中

環境省地球環境局地球温暖化対策課

再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画の募集について

環境省は、経済産業省と共同で、再生可能エネルギーの地域における導入を促進するため、地方公共団体（都道府県又は市区町村）が策定する再生可能エネルギーを管下の一定の区域に集中的に導入する計画（以下、「再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画」という。）を認定することとし、認定を受けた計画に位置づけられた民間事業者等の事業に対し、経済産業省と連携して支援を行うこととしています（参考資料参照）。環境省は、両省の認定を受けた再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画に位置づけられた民間事業者等の事業に対し、再生可能エネルギー導入加速化事業のうち、再生可能エネルギー高度導入モデル地域整備事業により支援を行うこととしています。

つきましては、平成20年度に施設整備等に着手する事業に係る再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画を募集いたしますので、別添「再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画の認定基準」に留意し、別紙「再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画に係る計画書」により計画書を平成20年7月14日までに当課あてご提出願います。都道府県におかれましては、希望する市町村等が計画を提出できるよう、貴域内の市町村に必ずお知らせいただくようお願いいたします。

本件担当
環境省地球環境局地球温暖化対策課
課長補佐 足立 晃一
末次 貴志子
電話 03-5521-8339
FAX 03-3580-1382

(別添)

「再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画」の認定基準

平成20年6月

再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画の認定の基準は、以下のとおりとする。なお、本事業は内閣官房地域活性化統合本部が認定する地域再生計画と連動した支援措置と位置づけられており、認定地域再生計画に位置付けられた場合においては、採択に当たって一定程度配慮を行うこととする。

また、地域再生計画に認定された場合においても、本事業の採択に当たっては、その評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではない。

- ① 再生可能エネルギーの導入により、計画の対象とする区域内の家庭部門又は業務その他部門のCO₂排出量を10%以上削減することができること
- ② 複数の種類の再生可能エネルギーの導入を同一の地域内に行うものであること
- ③ 地域の特性を反映するなど特徴ある内容であること。具体的には、次のいずれかの項目に該当すること
 - イ) 当該計画が再生可能エネルギーの導入によるCO₂削減に先駆的で他の地域のモデルとなりうること。
 - ロ) 供給面・需要面において地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入により、民生部門(家庭部門又は業務その他部門)における大幅なCO₂削減を図るものであること。
 - ハ) 再生可能エネルギーを活用しCO₂を削減する低炭素型のまちづくりを図るものであること。
- ④ 次の事項が計画に定められていること
 - イ) 対象区域
 - ロ) 再生可能エネルギーの導入に係る事業の内容(事業名称、事業主体、施設規模、設置場所、事業期間、施設整備期間)
 - ハ) 当該区域の家庭部門又は業務その他部門のCO₂排出量の推定値
 - ニ) 再生可能エネルギーの導入によるCO₂削減効果
 - ホ) 計画に基づく事業による地域の活性化や、環境教育なども通じた波及的な効果の見込み
 - ヘ) その他必要な計画策定項目

(参考)

① 計画の対象区域のとりえ方

対象区域は、地域経済や土地利用等の観点からある程度一体性のある地域として、地方公共団体が柔軟に設定することができるものとする。

典型例として、土地区画整理事業で宅地開発を行う区域であるとか、オフィスの街区(複数の街区からなる区域を含む)が考えられる。

② 家庭部門又は業務その他部門CO₂排出量10%以上削減の考え方

家庭部門又は業務その他部門におけるCO₂排出量の削減割合は、計画による再生可能エネルギーの導入がある場合(WITH)とない場合(WITHOUT)を比較して算出する。再生可能エネルギーの導入により削減されるCO₂量(X)を計画による削減量とし、ベースラインは、再生可能エネルギーを導入しなかった場合に対象区域から排出されるCO₂量(Y)とする。

ベースラインの算出に当たっては、新エネビジョンや地球温暖化対策地域推進計画等の地域の計画で算出されている直近の排出量データ等の文献値を活用して差し支えない。

なお、CO₂排出量の計算にあたっては、申請者は、全電源平均及び全火力平均両方の係数を用いるものとする。

③ 再生可能エネルギーの範囲

本事業の再生可能エネルギーの範囲は、太陽光発電、風力発電、温度差エネルギー、天然ガスコージェネ、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、小水力発電とする。

なお、環境省による再生可能エネルギー高度導入地域整備事業の対象となる要件は、以下のとおりである。

再生可能エネルギーの種類	要件
太陽光発電	50kW以上
風力発電	1500kW以上
温度差エネルギー	6.28GJ/h以上、省エネ率10%以上又は総合エネルギー効率80%以上、未利用エネルギー依存率40%以上 発電の場合は100kW以上
天然ガスコージェネ	他の再生可能エネルギーに係るシステムと組み合わせ、バックアップする場合に限り、500kW以上で発電効率が一定以上(GE:30%、GT:25%)
バイオマス発電	50kW以上、バイオマス依存率60%以上又は1.26GJ/h以上の発熱量のバイオマスの利用、発電効率20%以上
バイオマス熱利用	バイオマス依存率60%以上、熱供給設備の場合は1.26GJ/h以上の熱利用、熱電併給の場合は50kW以上・発電効率20%以上
バイオマス燃料製造	バイオマス依存率60%以上、エネルギー回収率50%以上、一定以上の発熱量(固形化:12.56MJ/kg、液化16.75MJ/kg、ガス化4.19MJ/Nm ³)
小水力発電	農業用水等の発電以外の用途に供される工作物に設置されるものに限り、発電出力が1,000kW以下

(別紙)

再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画書

1. 計画名称	〇〇〇計画	
2. 計画策定主体	都道府県又は市町村	
3. 計画概要	(1)概要	
	(2)計画区域	
	(3)地域特性	
	(4)地域推進計画又は地域再生計画、新エネビジョン等との関係	
4. 再生可能エネルギーの導入に係る事業内容	【記入例】 (1)〇〇バイオマス利用事業 ①事業名称 ②事業主体 ③施設規模 ④設置場所 ⑤事業期間 ⑥施設整備費	

4. 再生可能エネルギーの導入に係る事業内容	<p>【記入例】</p> <p>(2)〇〇風力発電事業</p> <p>①事業名称</p> <p>②事業主体</p> <p>③施設規模</p> <p>④設置場所</p> <p>⑤事業期間</p> <p>⑥施設整備費</p>
5. CO ₂ 削減効果	<p>(1)計画区域の家庭（又は業務その他部門）からのCO₂排出量</p> <hr/> <p>(2)事業によるCO₂の削減効果</p>
6. 本事業の特徴	
7. 本事業の波及効果	

8. 基本計画図

9. 参考資料

※地域再生計画に認定されている場合は、当該計画が地域活性化統合本部において認定されたものであることが分かる資料とともに、地域再生計画そのものを参考資料として添付してください。

再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画書の記入要領

1. 計画名称

「〇〇地域再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画」とするか、又は、地方公共団体において固有の名称をつけることができる。

2. 計画策定主体

計画を策定する地方公共団体の名称を記載する。

3. 計画概要

- (1) 概要：計画のポイントを記載する。
- (2) 計画区域：計画の対象とする区域を記載する。例えば、再開発を行う地区などを対象区域とする場合にはその地区の名称、市域全体を対象とする場合には市域全体である旨を記載する。
- (3) 地域特性：対象とする区域の土地利用（住居用の地域又は業務用の地域等）、地域の産業、再生可能エネルギーと関連する気候条件などの地域特性を簡潔に記載する。
- (4) 地域推進計画又は地域再生計画、新エネビジョン等との関係：地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画や地域活性化統合本部において認定された地域再生計画、新エネビジョンが既に定められている場合には、これらの計画との関係を記載する。未策定の場合には、今後の取組および策定の見込みについて記載する。

4. 再生可能エネルギーの導入に係る事業内容

本計画に位置づける個々の再生可能エネルギーの導入に係る事業について、事業名称、事業主体、導入する施設の規模（〇〇kW等）、設置場所、事業期間（施設整備の期間を主な導入施設毎に示すこと）、施設整備費（事業期間中の総額及び主な施設毎の各年度に要する整備費を概算で示すこと）を記載する。

5. CO₂削減効果

- (1) 計画区域の家庭（又は業務その他部門）からのCO₂排出量：現在又は直近のCO₂排出量を記載する。CO₂排出量は、当該区域のエネルギー消費量から計算するほか、適宜、文献値、統計値を活用して推定することができる。
- (2) 事業によるCO₂削減効果：事業なしと事業ありの場合を比較して、事業ありの場合のCO₂削減効果を記載する。

6. 本事業の特徴

当該計画が再生可能エネルギーの導入に先駆的で他の地域のモデルとなりうること、又は供給面・需要面において地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を図るものであること若しくは再生可能エネルギーを活用した低炭素型のまちづくりを図るであることを記載する。

7. 本事業の波及効果

計画に基づく事業による地域の活性化や、環境教育なども通じた波及的な効果の見込みを記載する。

8. 基本計画図

対象区域の位置が及び事業実施場所のわかる地図等の図面を添付する。

9. 参考資料

その他、関連する地域の開発計画や温暖化対策法に位置づけられた地域推進計画、地域再生計画および認定計画であることが分かる資料、新エネルギービジョンなど参考となる基本的な資料を必要に応じて添付する。

(参考資料)

再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域づくりについて

環境省地球環境局地球温暖化対策課
資源エネルギー庁新エネルギー対策課

1. 趣旨

再生可能エネルギーを地域に集中的に導入し、その地域のエネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を高め、CO₂の大幅な削減をめざすモデル的な地域をつくることは、地球温暖化防止対策の観点から重要な取組である。

このような再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域づくりの推進のためには、推進役として地方公共団体の役割が必要不可欠である。そこで、地方公共団体（都道府県又は市町村）が一定のエリアに再生可能エネルギーを集中的に導入する計画（再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画）をつくり、環境省及び経済産業省が共同で当該計画を認定し、その計画に位置づけられた民間事業者等の事業に対して、環境省は再生可能エネルギー導入加速化事業のうち再生可能エネルギー高度導入モデル地域整備事業により、経済産業省は新エネルギー等事業者支援対策事業等により、相互に連携して、施設整備費等を支援するものである。

2. 進め方

事業は、

- ① 地方公共団体が再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画を策定し、応募する。これを国（環境省及び経済産業省）が認定
- ② 認定を受けた計画に位置づけられた事業者が補助事業（環境省又は経済産業省の該当事業）に応募
- ③ 事業のフォローアップ（CO₂削減効果、再生可能エネルギーの導入効果などの評価）

という段取りで進めることになる。具体的な進め方は以下のとおりとする。

(1) 再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画の認定

- ① 計画の募集・受付は、環境省が窓口として行う。地方公共団体は環境省地球環境局地球温暖化対策課に計画を提案する。
- ② 計画の認定は、認定基準に照らして、環境省と経済産業省が共同で行う。また、認定の適否の地方公共団体への連絡は環境省が行う。
- ③ 計画で認定された事業について、支援を受けるためには、当該支援制度に応募し、審査等を経て採択される必要がある。

なお、支援制度としては、環境省による再生可能エネルギー導入加速化事業の

うち再生可能エネルギー高度導入モデル地域整備事業及び経済産業省による新エネルギー等事業者支援対策事業等の活用を検討する。

(3) 事業のフォローアップ

個々の補助事業が終了し、再生可能エネルギーの供給が開始されてから、一定年間は、事業の実績（再生可能エネルギーの供給量、CO₂削減量、事業の収支など）について、それぞれの補助事業の担当省から、事業者に対して報告を求めることとし、両省が協力し、事業の効果を評価するとともに、計画の達成状況等につきフォローアップを行う。